

第3章 自転車活用推進に関する基本目標と実施する施策

3-1. 基本目標および実施する施策

自転車の活用を推進することにより、高い自動車依存の低減や健康新進、地域の活性化等を図るために、国の自転車活用推進計画に準じて、都市環境、健康増進、観光地域づくり、安全・安心の4分野について4つの基本目標と10の施策を設定します。

【現状・課題】

都市環境

- 多くの県民が自転車を移動手段として選択しやすい利用環境を創出するため、歩行者や自動車、自転車の交通量等を総合的に鑑み、自転車通行空間の整備について検討を行う必要があります。

目標1 自転車を快適に利用できる都市環境の形成

- 【参考】国の自転車利用推進計画における目標
目標1：自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
目標2：サイクルスポーツの振興等による活力ある健康新進社会の実現
目標3：サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

【基本目標】

施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

- 施策2 まちづくりと連携した総合的な取組みの実施

施策3 サイクルスポーツの振興

- 施策4 自転車を活用した健康づくりの推進

施策5 官民連携による魅力的なサイクリング環境の創出

- 施策6 サイクリングを活用した広域観光の推進

施策7 しまねのサイクリング情報発信強化

【施策】

目標2 サイクルスポーツによる健康新進社会の実現

- 日常生活中における自転車利用を促進するとともに、サイクルスポーツを身近に楽しめる機会・場の創出により、県民一人ひとりが楽しく健康で生き生きと暮らせる社会を目指します。

目標3 サイクルツーリズムによる観光立県の実現

- 本県の豊かな地域資源を生かした魅力的なサイクリング環境の創出等により、地域におけるサイクルツーリズムの取り組みを支援し、自転車を活用した地域の活性化を図ります。

目標4 自転車事故のない安全で安心な地域社会の実現

- 歩行者、自転車、自動車がお互いに安心して通行できる交通環境を創出するとともに、交通ルールの周知や安全教育の推進等により自転車の安全利用を促進することで、交通事故のない安全・安心な地域社会を目指します。

施策8 自転車の安全利用の促進

- 施策9 学校における交通安全教育等の推進

施策10 駐車関係規制及び違法駐車取締りの推進